

財団法人人権教育啓発推進センター役員給与規程

(目 的)

第1条 この規程は、財団法人人権教育啓発推進センターの役員に対する給与の支給について定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 常勤の役員（以下第14条まで「役員」という。）の給与は、本給、特別調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当及び特別手当とする。

(給与の支給日及び支給方法)

第3条 役員の給与（特別手当は除く。）の支給日は、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、その前日において最も近い休日でない日とする。

2 役員の給与は、その全額を通貨で、直接役員に支給するものとする。ただし、法令に基づき役員の給与から控除すべき金額がある場合には、その役員に支給すべき給与の金額から、その金額を控除して支給するものとする。

3 役員が給与の全部又は一部につき自己の預金への振込を申し出た場合には、その方法によって支給することができる。

(本 給)

第4条 役員の本給は、一般職の職員の給与等に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）に規定する行政職俸給表（一）7級1号俸に相当する額とする。

(特別調整手当)

第5条 役員の特別調整手当は月額とし、本給に100分の16を乗じて得た額とする。

(扶養手当)

第6条 扶養手当は、一般職給与法に規定する扶養手当の支給要件に該当する役員に支給する。

2 扶養手当の額は一般職給与法の規定に相当する額とする。

(地域手当)

第7条 役員の地域手当は月額とし、一般職給与法の規定に基づく方法により算出した額とする。

(住居手当)

第8条 役員の住居手当は、一般職給与法に規定する住居手当の支給要件に該当する役員に支給する。

2 役員の住居手当の月額は、一般職給与法の規定に相当する額とする。

(通勤手当)

第9条 役員の通勤手当は、一般職給与法に規定する通勤手当の支給要件に該当する役員に支給する。

2 役員の通勤手当の額は、一般職給与法の規定に相当する額とする。

(特別手当)

第10条 役員の特別手当は、期末手当及び勤勉手当の合計額とし、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する役員に対して支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した役員についても同様とする。

2 役員の期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において一般職給与法の規定に基づき算出されて得た額とする。

3 期末手当の支給日は、6月30日及び12月10日とする。ただし、これらの日が休日に当たるときは、その前日において最も近い休日でない日とする。

4 役員の勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において一般職給与法の規定に基づき算出されて得た額とする。

5 第3条第2項及び第3項の規定は、特別手当の支給方法について準用する。

(月の途中で就任又は退職した場合の給与)

第11条 月の初日以外の日において新たに就任した役員に就任当月分の給与（扶養手当、住居手当、通勤手当及び特別手当を除く。以下同じ。）を支給する場合は、給与月額の日額に月の初日からその者が役員となった日の前日にいたるまでの休日以外の日数を乗じた額を給与月額から控除する。

2 月の末日以外の日において退職した役員に退職当月分の給与を支給する場合は、給与月額の日額に、その者が退職した日の翌日から月の末日に至るまでの休日以外の日数を乗じて得た額を給与月額から控除する。

(給与の日額)

第12条 前条に規定する給与の日額は、給与月額を当該月の休日以外の日で除して得た額とする。

(端数計算)

第13条 この規程により計算した金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(実施に必要な事項等)

第14条 役員の給与の支給については、この規程に定めるもののほか、一般職給与法の適用を受ける者の例に準ずるものとする。

2 役員の給与の支給手続その他この規程の実施に必要な事項については、理事長が別に定める。

(費用の弁償)

第15条 非常勤の役員は、理事会への出席その他職務を執行するときに要した費用の弁償を受けることができる。

(役員給与規程の変更)

第16条 本規程は理事会の議決を経なければ変更することができない。

附則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。なお、「財団法人人権教育啓発推進センター役員の報酬等に関する規則」は廃止する。

附則 この規程は、平成15年12月1日から施行する。

附則 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成18年4月1日から施行する。